

2013年 寄附金募集ご案内

所得税・
法人税
控除対象



ご挨拶 JOAは新公益法人2年目を迎えました。オリエンテーリングの発展とJOAの事業充実には皆様のご協力が不可欠です。ただいまJOAは活性化を計るいくつかのアクションプランを検討中です。そのひとつは、オリエンティアと大会主催者のご理解を得て進める「サポートJOAイベント」です。皆様のご支援を賜るよう準備を進め、順次お知らせします。さて、本年度一般寄付金募集をご案内します。ふるってご応募ください。なお、寄附金の種類や税額控除、使途報告等詳細はホームページをご覧ください。

公募「一般寄附金」 使途を指定の上ご応募ください。複数応募も可能です。(他の一般寄附金については、寄附者ご自身の独自使途指定が可能です。) ご応募の方に、JOAニュースお届けのほか、次の特典を設けます。

- ★ 第40回全日本大会(平成26年4月27日長野県上田市) 全コントロール図 進呈を企画中です。
- ★ O-Forum 2014 (平成26年4月26日長野県上田市) 優待券 をお届けします。
- ★ 寄附金の使途は、皆様にご報告のほか、事業報告資料に記載、JOAニュース、協会ホームページにて公開します。

① **基金サポート** *普及事業、国際大会開催等の公益事業を支える「新事業基金」充実のためお願いするものです。平成21年度から基金185万円を拠出、都道府県協会実施の特徴ある普及助成活動および東日本大震災被災協会復興支援普及助成を実施しました。
目標額50万円

② **サポートJOA** *従来は事務局スタッフ人件費支援をお願いしてきました。JOAの活動継続のため、会員会費、競技者登録費等の経常収入を補うための支援をお願いします。ご支援は経常会計管理経費に充当します。
目標額80万円

ポータル賛助 *通信費の支援をいただくものです。ご奉仕いただく郵券は、決算書に「保有郵券」として記載、公開をします。書き損じのはがき、切手を事務局に送付あるいは、JOA主催大会本部にご持参ください。ご奉仕内容を登録、積算します。
目標額10万円

会員・委員会募集一般寄附金

- ③ 「会員育成」 都道府県協会が主体的に寄附を募り、組織強化に生かします。
- ④ 「競技力向上」 ナショナルチーム支援の寄附金です。所管委員会が主体的に寄附を募ります。
フットO URL; <http://www.orienteing.or.jp/NT/>

寄附タイプごと下記の内容で拠出をお願いいたします。

- ★ 個人・代表者を決めたグループの場合; 1口5,000円以上を申し受けます。
- ★ 企業・団体の場合: 1口10,000円以上を申し受けます。

寄附申込と送金 (振込手数料のご負担をお願いいたします。)

★ 銀行振込の場合: 裏面あるいはホームページからダウンロードの寄附申込書に必要事項を記載の上、事務局に郵送/FaxまたはE-mailで送付してください。

振込口座: 三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店 普通預金口座 7871449
名義人: (公社)日本オリエンテーリング協会

★ 郵便振替の場合: 通信欄に「寄附金使途指定、電話番号・E-mailアドレス、寄附者氏名公開の可否」を記入してください。
郵便振替口座: 00150-2-143498 加入者 (社)日本オリエンテーリング協会
(連絡をいただければ、手数料加入者負担振替用紙は事務局からお届けします。)

領収書取扱: 送金の際、金融機関発行の領収書等を確定申告用領収書受領まで大切に保管してください。事務局発行の通常の領収書に替えます。

- ★ 受領確認 確認後、E-mail/郵送にてお知らせします。
- ★ 確定申告用領収書: 1月末日までに、「税額に係わる証明書」、「確定申告の手引」(ホームページよりダウンロード可)とともにお届けします。
- ★ 法人への領収書: 寄附金受領後速やかに「税額に係わる証明書」、「損金算入の手引」とともにお届けします。



2013年WOC, JWOC, WTOC 派遣選手社行会出席の選手



Kids O 広島全日本にて

平24年度賛助・寄附金受託概要

平成24年度使途は総会に報告、協会HPで公開中です。全額を使途指定により、24年度充当/25年度充当のため留保しました。概要は次の通りです。

賛助・寄附金総額 5,731,767円

内訳: 賛助金「サポートJOA」 65,000円
公募寄附金:
「JOAサポート」 593,600円 「基金サポート」 80,000円
「会員育成」 510,000円 「競技力向上」 2,840,000円
「ポータル賛助」 100,167円
使途指定寄付金 1,300,000円
使途指定のない寄附金 243,000円

個人情報の取り扱い

皆様からの個人情報は、当協会寄附金募集事業以外に利用することはありません。

公益社団法人日本オリエンテーリング協会
〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1
岸記念体育会館内
Tel 03-3467-4548 Fax 03-3467-4549
E-mail: orienteing@japan-sports.or.jp
URL; <http://www.orienteing.or.jp/>

様式 1

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会 御中

寄附金申込書

貴協会の事業に賛同し、下記のとおり寄附いたします。

平成 年 月 日

| | |
|----------|----------------------------------------|
| ご住所 | 〒 都道府県名 |
| 個人の場合 | お名前 |
| 法人/団体の場合 | 法人/団体名： 職名とお名前： |
| 連絡先 | TEL FAX 法人/団体の場合：担当者のお名前 E-mail: |

※領収書の宛名は上記のお名前になります。個人宛領収書は翌年1月中旬頃までに上記住所に郵送します。法人/団体宛領収書は受領次第郵送します。その他特別な取扱が必要な方は事務局までお知らせください。

寄附金額 一 金 円也

○寄附金の使途指定等について

寄附金の取扱いは次のように指定します。(項目番号に○を付けてください。)

【 1 使途を指定しない一般寄附金とする。 2 下記により使途指定寄附金とする。】

| 寄附金の使途 | 寄附金額 |
|--------|------|
| | |
| | |

○送金方法等

| | |
|-------------------------------|----------------------------------------------|
| 送金方法 | 1 銀行振込 2 その他の方法 () |
| 送金予定日 | 平成 年 月 日 |
| 当協会ホームページ、広報誌等へ のご芳名記載について | 寄附者の個人名・法人/団体名を 【 1 公開してよい。 2 匿名にしてください。】 |

(該当番号に○印)

申込書送付先 郵送のほか下記をご利用ください。

公益社団法人日本オリエンテーリング協会

郵送の場合：〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内 Tel 03-3467-4548

E-mail 利用の場合：orienteering@japan-sports.or.jp

FAX 利用の場合：03-3467-4549

寄附金に対する減税措置について

当協会は、平成24年11月22日付で内閣府より「税額控除にかかる証明」を取得しました。寄附金拠出に対して皆様の所得税の減税、法人会計損金算入が可能になりました。ここでは、寄附金控除の概略と方法をお知らせします最新情報は国税庁の次のサイト「寄附金を支払ったとき」でご確認ください。

URL: http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

◎ 個人の場合

確定申告に際し、「所得の控除」に算入するか、「税額控除」を申請するかいずれかを選択して申告をします。減税措置の特質は次の通りです。

| 制度 | 所得控除 | 税額控除 |
|---------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 方式 | 寄附金額を所得控除に反映して申告をする。 | 寄附金額を所得税に反映して申告をする。 |
| 仕組み | 寄附金額が2,000円を超えた場合、「寄附金額-2,000円」を当該年度の所得から控除する。 | 寄附金額が2,000円を超えた場合、「寄附金額-2,000円」の40%の額を当該年度の所得税から控除する。 |
| 上限 | 控除対象寄附金額は、総所得額の40%が上限 | 控除対象所得税額は、所得税総額の25%が上限 |
| 特徴 | 所得金額に対して、寄附金額が大きい場合に減税効果おきくなる。所得税率に関係する。 | 寄附金額が少なくても、所得金額に関係なく直接所得税が控除でき、減税効果が大きい。 |
| 申請時添付書類 | 「税額控除に係る証明書」およびJOA発行の「寄附領収書」 | 「税額控除に係る証明書」およびJOA発行の「寄附領収書」 |
| 住民税減税 | 住民税減税も可能ですが、詳細については、お住まいの都道府県、市町村にお問合せください。 | 住民税減税も可能ですが、詳細については、お住まいの都道府県、市町村にお問合せください。 |

◎ 法人の場合

損金算入が一段と有利になりました。損金算入限度額は、次の「特別損金算入限度額 (A)」と「一般寄附金損金算入限度額 (B)」の合計額「A+B」が寄附金に対する損金算入限度額となります。

$$[\text{特別損金算入限度額 (A)}] = \left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

$$[\text{一般寄附金損金算入限度額 (B)}] = \left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

公益社団法人日本オリエンテーリング協会
URL: <http://www.orienteering.or.jp/>